

# Happy Birthday! 1才になりました

1月生まれの  
1才は10人



1月24日生まれ

りおな  
**石井 理央奈**ちゃん(北方)  
父・達也さん 母・麻理さん



ありの～ままの～  
りいちゃんになってね♡

1月22日生まれ

もも  
**白土 桃百**ちゃん(上入野)  
父・裕司さん 母・里子さん



甘えん坊の桃百ちゃん元気に  
大きくなってね大好きだよ♡

1月14日生まれ

つばさ  
**柴沼 翼**くん(石塚)  
父・貴之さん 母・真奈美さん



毎日、沢山の笑顔で皆を幸  
せにしてくれます。

1月10日生まれ

たくほ  
**柳 拓歩**くん(石塚)  
父・孝樹さん 母・智裕さん



生まれてきてくれてありがとう。  
元気に育ってね♡

## 申請はお済みですか? 城里町次世代育成支援金

城里町では、3人以上の子を養育する保護者に対し、次世代育成支援金（出生祝金、子育て支援金）を支給しています。

**対象者** 18歳未満の子を養育する保護者で、下記のアまたはイに該当する方（事由発生日の前後1年間城里町に住所を有すること）  
ア、第3子以降が生まれた  
イ、第3子以降が3歳（6歳）に達した  
※対象となる子については右の図を参考にしてください。

**申請期間** ①、②の基準日から1年以内  
①出生祝金…第3子以降が生まれた日  
②子育て支援金…第3子以降が3歳（6歳）の年齢に達した日

**申請方法** 印鑑と振込口座が確認できるもの（受給資格者名義の預金通帳のコピー等）を持参し、次の窓口で申請してください。

**申請場所** 健康福祉課、桂支所、七会支所

**問合せ** 健康福祉課（常北保健福祉センター内） ☎029-240-6550

第3子以降の子を養育している保護者に  
**出生祝金**と**子育て支援金**を支給します



第1子



第2子



支給対象

第3子

第4子

**18歳未満(\*)の子のうち、第3子以降が対象**  
※18歳に達した日以降の最初の3月31日まで。

<支給額>

- 第3子以降が出生  
→**出生祝金10万円**
- 第3子以降が  
3歳・6歳に到達  
→**子育て支援金  
各10万円**

ただし、次の場合を除く  
・3人目以降の乳児が、出生の日から起算して14日以内に死亡した場合  
・申請を当該出産日または当該年齢到達日以降1年以内に行わない場合  
・偽りその他不正な手段で申請を行った場合

## 町の人口 12月1日現在

	人数	前月比
人口	20,240人	-42
男	9,802人	-24
女	10,438人	-18
世帯	7,275世帯	-3

## 今月の納税

町 県 民 税 (4期)
国民健康保険税 (8期)
後期高齢者医療保険料 (7期)
上下水道使用料 (1月分)
住宅使用料 (1月分)
<b>納期限: 2月2日(月)</b> 納税には簡単で便利な口座振替をご利用ください。

## 城里町役場 編集・総務課 1月5日発行

〒311-4391  
東茨城郡城里町石塚1428-25  
☎ 029-288-3111  
FAX 029-288-3113

ホームページで町の各種情報をご覧になれます。

PC <http://www.town.shirosato.lg.jp/>

携帯 <http://www.town.shirosato.lg.jp/mobile.php>



携帯用QRコード

